

## 平成27年度 県・市行政と愛産協との懇談会開催

平成27年10月19日（月）午後2時から、名古屋市中区大須のローズコートホテル3階アプローズ西において、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市の環境行政に携わる産業廃棄物担当者等と（一社）愛知県産業廃棄物協会役員との「平成27年度県・市行政と愛産協との懇談会」が開かれ、行政担当者16名、当協会から会長をはじめ役員20名が出席しました。

はじめに永井会長から懇談会に先立ち、挨拶をいただきました。挨拶では、平成23年3月11日の東日本大震災による災害廃棄物処理と南海トラフを震源とする巨大地震に対する備えについて、東海豪雨から、15年目の節目の今年9月1日防災の日に、当協会として、愛知県内54市町村のすべてと災害廃棄物処理等に関する協定を締結することができ、万一の時には迅速に対応できるような体制作りを進めていることについて、また、本日のテーマの中にも挙げております廃棄物処理法の見直しに向けて環境省に提出する全国産業廃棄物連合会の法制度対策委員会を中心とした意見のとりまとめの状況について触れられ、本日の懇談会が実りあるものとなるよう忌憚のないご意見がいただけるようお話をありました。

続いて愛知県環境部資源循環推進課主幹佐藤嘉彦氏からは、昨年開催されました「持続可能な開発のための教育（E S D）に関するユネスコ世界会議」への本協会からの寄付贈呈、愛知県産業廃棄物税検討会議への出席、及び、愛知県産業廃棄物協会の日頃の活動へのお礼がありました。また、モノづくりを足元から支える産業廃棄物の処理に関わる我々の活動の大切さや南海トラフ巨大地震、近年頻発する



愛産協 永井会長



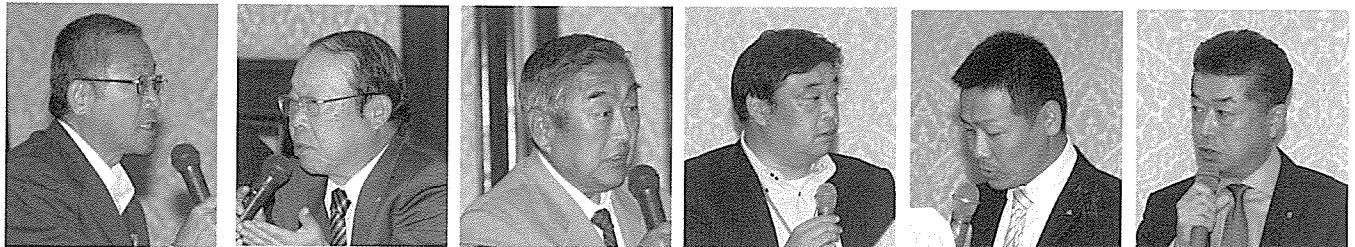
自然災害等への備えも喫緊の課題となっていることから、当協会が本年9月1日に愛知県をはじめ県内全54市町村と災害時における廃棄物の処理等に関する協定を締結したことについて触れられ、なお一層の協力をいただきたいとの言葉がありました。また、本懇談会開催に対するお礼と懇談会でのテーマについてお互いの理解を深め、この会が有意義で実りあるものとなるよう自由闊達なご意見を頂きたいと挨拶をいただきました。

その後、懇談会では、産業廃棄物行政に関する9つのテーマについて、県・市の担当者から回答をいただきました。

### 1. 安全衛生活動の支援についてのお願い

加山理事から、労働災害が多く発生している現状を少しでも少なくしたい観点から、許可権者である行政の立場からどのような支援策がいただけるかについて質問がありました。

また、昨年の懇談会での一般廃棄物会計基準についての質問について誤解を払しょくする上から、まず、市町村の事業系一般廃棄物の処理料金が、「パブリック・アカウンタビリティ（公的説明責任）」を目的とする一般廃棄物会計基準に基づいて算出され



愛産協 安藤専務理事

愛産協 小島副会長

愛産協 加山理事

愛産協 伊藤理事

愛産協 高山理事

愛産協 中野理事

たものでない為、産業廃棄物処理業者の処理コストとの比較において産業廃棄物処理業者が不利益を被ることが多く、低廉な処理コストでは、適正な安全対策を行うことが非常に難しい状況である。環境省のように、ごみの有料化を求めていたりではなく、改めて会計基準の実施と広く市民への公表を強くお願いしたいと質問がありました。

これに対し、愛知県からは、労働災害対策について、産業廃棄物処理業の許可申請時に他法令の適合状況の確認を通じ、労働災害対策が講じられるよう指導している状況であると説明がありました。また、一般廃棄物の会計基準の実施及び公表については、各市町村がそれぞれの市町村の実情に合わせて判断して開示するということになっていることから、市町村等一般廃棄物担当課長会議等で周知を図ると共に、問い合わせに対しても環境省の財務諸表作成支援ツールを案内しており、今後も引き続き一般廃棄物会計基準の実施及び公表について、県内の市町村

に対して周知していく考えであると説明がありました。

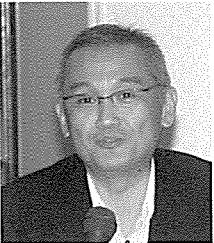
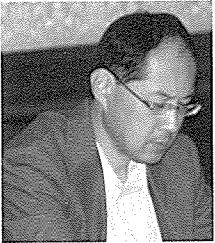
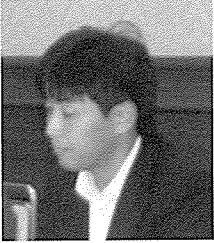
名古屋市からは、労働災害をなくしたいという思いは、皆様方と共有していると思っており、貴重な意見として、具体的な支援方策を検討していきたいと説明がありました。また、会計基準の実施と公表については、昨年と同じ回答で恐縮だが、一般廃棄物会計基準に基づいて算出しておらず、毎年度の決算額をベースにした処理原価を事業概要という形で公表している。処理原価、処分費用は1kgあたり30円前後で推移し、条例で定められている処分費用等は1kgあたり20円としている。今後処理原価と処理費用の乖離が大きくなれば処分費用の見直しを検討すると担当の方から聞いていると回答がありました。

豊橋市からは、労働災害の支援等について、立入検査時になるべく過剰保管がないように指導しており、一般廃棄物の会計基準については、別の独自の

#### 平成27年度 県・市行政と愛産協との懇談会出席者（順不同・敬称略）

愛知県 環境部資源循環推進課	主 幹 佐藤 嘉彦 課長補佐 永井 敏和 主 査 高橋 真人 技 師 加納 正也 課長補佐 前田 善明 廃棄物監視指導室 室長補佐 青山 征司 技 師 富田 洋平 主 査 中根 知康	豊田市 環境部 廃棄物対策課 課 長 河合 逸人 担 当 長 岩井 昌浩
一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会		
	会 長 永井 良一 副 会 長 小島 晃 副 会 長 平沼 辰雄 専 務 理 事 安藤 均 常 務 理 事 石山 進 理 事 加山 昌弘 理 事 黒川 明 理 事 石川 延宏 理 事 高木 英泰 理 事 金田 英和 理 事 門川 浩人	中野 兼司 近藤 千雅 高山 靖徳 伊藤 泰雄 新美 三良 松井 忠博 永田 幹人 石川 信夫 富田 昭夫
名古屋市 環境局事業部廃棄物指導課	課 長 田口 則雄 係 長 鈴木 寛 係 長 中村 晃	
豊橋市 環境部 廃棄物対策課	課長補佐 鈴木 昭登	
岡崎市 環境部 廃棄物対策課	次 長 柴田 和幸 主 幹 加藤 元	

# NEWS

愛知県資源循環推進課  
佐藤主幹愛知県資源循環推進課  
永井課長補佐愛知県資源循環推進課  
高橋主査愛知県資源循環推進課  
加納技師愛知県資源循環推進課  
前田課長補佐愛知県資源循環推進課  
青山室長補佐

方法を用い、一般廃棄物にかかるコストについては広報等で公表していると回答がありました。

岡崎市からは、安全衛生活動の支援について、平成24年度、25年度に廃棄物処理業者の事業場で3人が亡くなる事故が発生しているとのことで、協会からの労働災害に係る情報提供を得て、産業廃棄物処理業許可を付与する立場から愛知県、他の政令市と対応可能な策を検証し、労働環境の悪化や労働状況の低下に繋がらないよう、排出事業者、公共工事所管部署に対して然るべき処理料金の設定等を呼びかけていきたいと回答がありました。また、会計基準の実施、公表について、全国都市清掃会議の廃棄物処理事業原価計算に基づいて処理コストを算出しており、算出方法を変更すると過去との比較が難しいため、今後、愛知県の指導、協会の要望を検討しながら一般廃棄物の会計基準の実施等について慎重に対応したいと回答され、処理コストについては市議会等での質問に対応して公表している状況とのことでした。

豊田市からは、安全衛生活動への支援について、岡崎市と同様で、愛知県、県内政令市と共に、産業廃棄物処理業許可を付与する立場から安全対応策について検証させていただきたいと回答がありました。また、一般廃棄物会計基準については、一般廃棄物の処理事業にかかる費用について客観的に把握し市民への発信及び内容を加味活用するため、平成26年度から導入しており、結果及び概要については毎年全戸配布している市民向けのごみ分別啓発資料「ごみカレンダー」に掲載をしていると説明がありました。

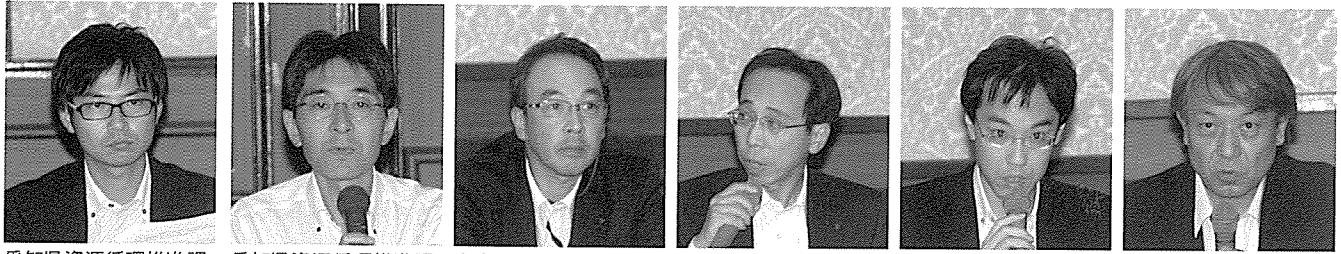
加山理事からは、廃棄物の処理が、名古屋市は原

価で1kg 30円という話があったが、他の豊橋市では、処理原価の2分の1、3分の1しか徴収していないという話があり、これは、環境省から一般廃棄物会計基準の話があったのは10年前であり、未だに導入が進んでいない行政の実態と、この10年の間、事故が増え続けている現実を訴えられ、一般廃棄物の処理価格との対比の中で産業廃棄物の処理価格が決まっていくような懸念があり、一般廃棄物の処理コストはこれくらいかかると、一般廃棄物会計基準に基づいて皆様に発表していただけたら強くお願いしたいと要望がありました。

安藤専務理事からは、私どもとしては安全衛生活動ということで、昨年度死亡事故が続いたことで県から文書をいただき、啓発が必要というお話をあり、適正処理料金をきちんと排出事業者が守っていただき、その中から安全対策にまわしていきたいと考えており、よろしくお願いしたいと要望がありました。

## 2. 豊田市の市外廃棄物の事前搬入届け出制度の運用状況について

高山理事から、平成25年10月1日から「産業廃棄物適正条例」の市外産業廃棄物の搬入届出の範囲が、県外から豊田市外へと拡大施行され、当時の市内処分業者の実績では、県内市外の事業所からの搬入が41%と高い比率であり、また、不適正処理事案では契約書の未締結や契約書の内容不備の事例が多数あったとのことで、市外の排出事業者からの搬入量の把握と適正処理の指導のための制度の導入の説明があり、施行後約二年が経過し、事前届出制度が運用される前と運用後での市外産業廃棄物の搬入状況と、指導の状況について質問がありました。



愛知県資源循環推進課  
富田技師

愛知県資源循環推進課  
中根主査

名古屋市廃棄物指導課  
田口課長

名古屋市廃棄物指導課  
鈴木係長

名古屋市廃棄物指導課  
中村係長

豊橋市廃棄物対策課  
鈴木課長補佐

豊田市からは、市外搬入届出制度の運用前の県内市外からの搬入量は23年度実績で41%でしたが、運用後県内市外については60%となっており、これは24年度実績で、処分量に関しても23年度の105万6400トンに対しまして24年度は126万2400トンと増加をしており、市外搬入届出制度による処分量の減少という点では減少が見られない状況となっている。届出件数は、運用前も県外産業廃棄物を含む搬入届の25年度搬入分は242件で運用後の市外産業廃棄物届出件数の25年度搬入分、これは条例が施行されたのが10月1日から翌年の3月31日での半年分だが2350件、26年度は年間で3628件あったとのことで、市外搬入届出書を活用して許可業者への保管量調査、定期立入り時に、あらかじめ搬入量の多い市外搬入廃棄物の品目を頭にいれながら指導することができており、廃棄物の不適正保管の未然防止という観点からも有効活用されていると説明がありました。また届出には処分の契約書の写しも必ず添付していただいており、契約書の内容をチェックする目的もあり、内容をチェックし、25年度は法的項目である性状の変化に関する事項とか、混合等による支障等の項目で記載がなかつたりする不備が25%あり指導を行ったが、26年度は11%まで減少しており、排出事業者の意識が向上していることを実感していると説明がありました。

高山理事からは、施行後二年を経て、今後、運用状況の変更または、このまま継続かについての質問があり、豊田市からは、今のところ次年度以降も引き続き届出制度を運用させていただきたいとの回答がありました。

### 3. 排出事業者における1,4ジオキサンの認識について

伊藤理事から、平成25年6月1日の法改正により、「1,4ジオキサン」が特定化学物質に指定され、含有する濃度や特定施設から排出される物に関しては「廃棄物処理法」上も特別管理産業廃棄物として指定されているが、特定施設を保有していない排出事業者ではその存在自体も把握されていない現状が説明され、薬剤の添加物として使用されるが多く、記載濃度以下との事で、SDSに記載もされず、使用後については「廃液」として処分業者に委託される。当社の場合は、下水道への放流規制値厳守の観点から、事前のサンプリング及びWDSでの分析・確認をし、分別処理を行っているが、処分業者としては対応等に苦慮しており、排出事業者の認識不足、及び市場での価格競争において、処分業者側から説明をしてもなかなか理解を示してもらえない現状の説明があり、このままでは、処分業者側のみ厳しい規制を受け、一方の排出事業者側は何の理解も無いままの状況になり、行政側からも何か排出事業者に向けたアナウンスもしくは、現行の規制について緩和策を考慮していただきたいと行政の考え方について質問がありました。

愛知県からは、産業廃棄物の処理については廃棄物処理法に基づいて、排出事業者はその性状を把握して適正処理のための情報として契約書に記載して処理業者に渡すことになっており、また化学物質を製造、使用する事業者はPTR法に基づいて、排出時を含めて化学物質の管理が求められていることから、他の部署と連携して、適正処理に支障をきたす物質のリスク管理に関して、広く周知し指導に努

岡崎市環境部  
柴田次長岡崎市廃棄物対策課  
加藤主幹豊田市廃棄物対策課  
河合課長豊田市廃棄物対策課  
岩井担当長

めたいと回答がありました。

名古屋市からは、1,4ジオキサンに限らず廃棄物の性状の把握等について、排出事業者により的確に行っていただき、また廃棄物処理法では、第3条第2項に物の製造、加工、販売等に係る事業者の責任規定があり、1,4ジオキサンを含む製品の製造、販売等に係る事業者の方は適切な情報提供をしていただきたいと思っているとのことで、周知啓発については、関連するメーカー、加工販売、排出事業者の業界団体を通じて行うことを考えており、周知方法については検討させていただくとの説明がありました。

豊橋市からは、1,4ジオキサンに限らず有害物質を扱う問題のある事業者があれば、情報を提供していただければ排出事業者に対して説明したいとの回答がありました。

岡崎市からは、1,4ジオキサンに限らず、廃棄物処理法で指定された特別管理産業廃棄物の処理規制が緩和されることは想定しにくく、現状と同様、WDSの活用と分析結果の事前取得等の対策を維持するよう依頼があり、また、産業廃棄物の適正な処理に必要な情報伝達が伴わなければ後に重大な問題に発展する可能性があるため、可能な限り排出事業者に対する周知策を検討したいと回答がありました。

豊田市からは、人体への悪影響があるため、現行の規制に対する緩和策を変更することは難しい。ただし、周知啓発では豊田市内に本社・事業所のある事業者であれば、今年度からはじめました「出前講座」や、毎年開催している排出事業者向けの適正処理講習会の場で必要であれば説明することも可能との回答がありました。また、12月16日（水）に

豊田市民文化会館小ホールで開催する排出事業者向けの産廃セミナーの案内がありました。

伊藤理事からは、排出事業者について、大企業では担当部署があり、認識が高いが、足下を支えている10人から15人の規模の工

場では、数が多く、手が回らない、分析記録や商品の説明をしても、話は聞いていない。お客様からの問い合わせに対しても薬品メーカーは表示義務が無いから言う必要も無いと言われたとの話があり、緩和は難しいと思うが、何らかの検討をしてほしいとの要望がありました。

安藤専務理事からは、排出事業者と処理業者という関係があり、適正処理料金、また廃棄物情報を的確に処理業者に伝えていただくことを是非、行政からご指導いただくよう要望がありました。

#### 4. 優良事業者認定制度において、ホールディングス化における事業継承時の認定承継について

伊藤理事から、処理業者がホールディングス制への移行等の経営基盤強化、事業多角化を進める際に、新会社を設立して、産廃処理事業の全部（施設、組織、人等）を新会社に承継する場合、施設の許可については承継の規定はあるが、処理業の許可については承継に関する規定がなく、新会社にて新規に許可を取得する必要がある。また、同様に「産業廃棄物処理業者の優良認定制度」についても承継の規定がないため、上記の場合は、新規許可取得後5年を経過しなければ優良認定を取得することができず、その間は「優良認定なし」の状態になってしまう。環境行政の趣旨を理解し、積極的に優良認定を取得し、適正処理の推進等により、その認定を維持している業者にとって、上記のような経営基盤強化策が、逆に優良認定を失うことによる客観的な自社の信頼・評価を損ねることにつながりかねない。これを回避するために、「施設、組織を含む全部の処理事業を承

継する場合に限り、承継以前の5年間の実績を承継会社の新規許可取得の際の優良認定評価の対象とみなす。」等の運用緩和をしていただけないか、質問がありました。

愛知県からは、廃棄物処理業者の優良認定制度について、許可を取得してから5年間実績を維持した事業者を対象とした制度であり、ホールディングス化に伴い新たに発足した新法人については、ホールディングス化前に事業を営んでいた旧法人とは法人格が異なり、新法人が認定基準を満たさないということになってしまうということは十分承知しているが、認定基準については廃棄物処理法の施行令に定められており、法令の中で規定されている基準であり、県の判断で運用面での緩和をするのは難しいと回答がありました。

名古屋市からは、愛知県と同様であり、優良認定業者申請については施行令、施行規則により優良認定業者として許可の更新を受けようとする者が認定に必要な書類を、更新の許可申請書類に合わせて添付することになっており、あくまでも更新許可申請に付随するもので、新規許可申請時に合わせて優良認定の手続きをするというのは現行の規定では困難であると回答がありました。

豊橋市、豊田市からも、愛知県、名古屋市と同様で、承継会社の実績がない以上、優良認定は難しいとの回答がありました。

岡崎市からは、許可業者から合併、分社化等による産業廃棄物処理業、施設設置許可の円滑な移行に関して相談を受けた際は可能な限り柔軟に対応しており、ホールディングス化についても同様に対応する意向が示されました。優良認定制度については産業廃棄物処理業の許可更新の際に付与される性格であること、産業廃棄物処理業許可の承継に関する規定が無いことを勘案すると緩和は困難との回答がありました。

伊藤理事からは、難しいということは承知の上だが、今後法改正がなされた場合に検討して欲しいと要望がありました。

安藤専務理事からは、法律で規定されているということで、運用面でというわけにはいかないということだが、永井会長の発言にもあったように、廃棄物処理法改正から5年経って見直しが検討される場合には是非、行政の立場から関係省庁の方に話してほしいとの要望がありました。

## 5. 豊田市の新規事業の取組みについて

中野理事から、豊田市が9月から開始した産業廃棄物事業者と連携した出前講座の開催と「はいたい通信」の配信については、「排出事業者」に対する意識改革が目的であり、今までにない取組みで、我々廃棄物処理業者にとっては大変有難い取組みだと感じ、今後の成果をとても楽しみにしている。不適正処理・不法投棄等の撲滅を推進するためには、廃棄物処理事業者のみではなく、排出事業者に対する教育・意識改革が必要である。このような斬新な取組み内容を他の行政と共有されているのか、他の行政でも検討されていることがあれば教えて頂きたいと質問がありました。

豊田市からは、市民から問い合わせの可能性がある愛知県豊田加茂事務所には事前に情報提供をし、岡崎市には講習会に参加していただいた。今後もPRについては、行政機関等の色々な会合でも行っていきたいと回答がありました。

安藤専務理事から、この件について愛知県、他の政令市の考え方について質問がありました。

愛知県からは、出前講座という制度があるが、豊田市のような形では行っていないので、豊田市を参考にして検討してみたいと回答がありました。

名古屋市からは、出前講座と言う形でのきちんとした事業の位置付けはしていないが、要望があれば、講師の派遣等を行っている。「はいたい通信」は行政側からメールによる情報を発信して、手元に送り込むといった積極的な方法である媒体として注目している。排出事業者に対する意識改革については、一例として、他部局の発注工事で、受注した元請業者の安全講習会に廃棄物所管課が出向いて、産業廃



棄物に関して話す時間を設けていただくよう調整をしており、定期的な取組みにしたいと回答がありました。

豊橋市からは、排出事業者への啓発は重要だと考えており、今年度から産業廃棄物に限らず一般廃棄物を含め、適正処理の方法等を記載した事業系ごみガイドブックを作成し、事業者に配布することを予定している。また、ガイドブックを配布する時に協力していただける団体等があれば説明させてもらいたいと回答がありました。

岡崎市からは、環境部全体で出前講座に取り組んでいること、排出事業者への啓発活動について、排出事業者の事業場に赴いて適正処理等の指導に努め、また、法改正や取り扱う廃棄物の処理方法等々については直接、メール等でも説明していること、平成25年度から、排出事業者、商工会議所の会員等を対象として講習会、セミナーを実施しており、来年度も同様に開催する予定とのことで、今後、人材が確保できれば、業種を絞って排出事業者の戸別訪問も実施したいと回答がありました。

安藤専務理事からは、処理業者としての立場では、排出事業者向けの話は難しい面があり、行政に話があれば対応することですのでよろしくお願ひしたいと要望がありました。

## 6. 産業廃棄物処分量実績報告について

中野理事からは、産業廃棄物の処分量実績について毎年度末の報告を行っているが、この報告書の作成について、かなりの業務量があり、膨大な時間と経費をかけている。行政でこの報告書がどのように活用されているか質問がありました。

愛知県からは、産業廃棄物の処理実績報告は、他の行政書類と同様に、統計処理を行い、5年毎に愛知県で策定する廃棄物処理計画の基礎データとして用いており、また、その他の年度では、廃棄物処理状況調査として取りまとめて、処理計画の進捗状況の把握に用いています。産業廃棄物処理実績報告は、全ての処分業者様から報告を受けており、県内の廃

棄物の処分量、他県からの廃棄物の流入状況等の正確なデータが得られ、現状把握に役立っているので、今後の協力についてお願ひがありました。また、どの点が負担になっているのかとの問い合わせもありました。

名古屋市からは、産業廃棄物条例で提出を義務づけており、産業廃棄物の種類毎に、名古屋市の内外からの受入れ量の統計を取ることで重点的に指導に取組むべき品目、処理方法、広域の利用実態等を把握して、今後の適正処理指導のあり方を考える資料としているとのことでした。また個別の許可業者に対して、処分方法や処分量などから過剰な受入れをしているのか、あるいは処理方法に変化はないか、届出漏れはないか等を確認し、立入検査時等の参考資料として活用しており、今のところ報告内容を見直す予定はないとのことでした。

豊橋市からは、愛知県、名古屋市と同様に産業廃棄物の適正処理を推進するための基礎資料としており、豊橋市内の産業廃棄物がどのように処分されているのか状況を把握し、市内の処分業者が適正に処分しているのか確認に使っているとのことでした。

岡崎市からは、まず、産業廃棄物処分業実績報告書の作成に多大な面倒をかけているとして謝意が述べられ、活用方法としては、市内で処分されている産業廃棄物の種類、排出場所、処理量、処理の種類等の把握、統計資料のほか立入検査時の資料としているとのことでした。また、愛知県の求めに応じて集計データを提供しており、報告の見直し、簡略化は他の自治体との協議、擦り合わせをしながら検討したいとの回答がありました。

豊田市からは、昨年度産業廃棄物基本計画の中間目標年度の計画進捗状況を確認する際に、処分実績報告を活用して、市内での処分状況を把握して、産業廃棄物の適正処理を進めるために必要な基礎資料として活用させていただきました。報告内容の見直し、簡略化について、毎年、愛知県さんへ処分実績報告書の処分量報告を行い、環境省の調査においても処分量実績をもとに報告を行っています。簡略化

に関しては豊田市ののみの考えでは致しかねるというのが現状ですとの回答がありました。

中野理事からは、報告書作成の負担について、コンピュータ環境が整っていない協会会員から、多大な時間と費用がかかるという意見が多く寄せられている。報告内容が事業計画の中で大切なデータとして利用されていることはわかったが、豊田市と岡崎市は、愛知県に一部又は全部の報告をあげているか質問がありました。

愛知県からは、愛知県で計画を策定する際に、他の政令市の統計処理したデータを活用しているとのことでした。

中野理事のかなり詳しいデータを愛知県に提出されているかの問い合わせに、愛知県からは統計的なデータをいただいているが、県外の搬入先等の個別のデータはいただいているとのことでした。

永井会長からは、各都道府県、政令市で書式、数値の算出方法等が異なり、また、紙マニフェストと電子マニフェストと数字をまとめなければならない等の大変な労力がかかるということを理解してほしいとの要望がありました。

## 7. 立入調査時の行政担当者の自己紹介について

中野理事から、行政担当者が立入等に来る場合、名札を掛けていない人や、名刺を渡しても、名刺を持参しない担当者が多い。社内報告の際や、後日の問合せの場合に、名前が分かる名刺が必要だと考えるがご意見を伺いたいと質問がありました。

愛知県からは、名刺の交換は応ずるべきであると思うが、産業廃棄物処理業者や排出事業者へ毎年6,000～7,000件の立入検査を行っており、その度に名刺交換をするとコストがかかること。また、立入検査は廃棄物処理法の第19条の規定に基づいて行われ、第3項に「立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。」と規定されている。これが徹底されていないならば徹底するよう指導するので、名

刺交換は身分証を確認することで代えさせていただき、立入検査後、何らかの指摘等があり報告が必要な場合があれば、口頭による連絡先の聞き取りなど、場合によっては名刺交換も担当者の判断でさせていただくのも可能と思うが、名刺交換は特に必要な時のみと承知してもらいたいと回答がありました。

名古屋市からは、名札等を着用して、所属や名前を名乗るのが普通だと思うが、名刺が不足している場合にも、担当者名、連絡先等をお伝えするように指導していくので、理解してほしいと回答がありました。

豊橋市からは、立入り時の名刺交換については、連絡先等を伝えたい場合には渡すこともあるが、必ず行うものではなく、名札、身分証を必ず携帯する様にしており、確認をお願いしたいと回答がありました。

岡崎市からは、個人・法人を問わず、市民と接する機会に名刺を持参することはモラルとして必然と考えており、名札については服務規程の中で標章又は名札の着用が定められているため、指摘された内容が事実であれば深くお詫びしたいと回答がありました。

豊田市からは、立入り時には必ず名札を着用して積極的に名乗る様にしており、名刺についても常に携帯しており、要望があれば渡していると回答がありました。

中野理事からは、愛知県から立入りの回数が多いということで名刺交換までは難しいことは理解できたが、名札の着用は当然のことと言われるが、3人で来た場合、1人は名札、身分証を掛けているが、他の方は名乗らないという話をよく聞くので、理解してほしいとお願いがありました。

永井会長からは、立入り時には氏名を名乗るのが当然で、こちらが聞くまで名乗らず、又、身分証等を出さないというのはおかしな話であり、名刺等を持たないのは構わないが、最低でも自分の身分と目的は伝えて立入をお願いしたいと要望がありました。また、立入の際に入門書等に氏名等の記入をお

# NEWS

願いしてもいいかとの問い合わせに、愛知県からは、職員が記載してはならないという規定はないとの回答がありました。

## 8. 石綿含有産業廃棄物の最終処分先について

中野理事からは、公共工事の入札物件で、石綿含有産業廃棄物が愛知県内の現場から排出される場合、仕様書では明記されていないが、排出元が愛知県内であれば愛知県内での最終処分場の意向を口頭で伝えられたとのことで、①行政機関での入札物件は県内処分という指導をされているのか。②個別でそのような条例等があるのか。あるならばその条例等について教授をお願いしたいと質問がありました。愛知県からは、環境部、建設部とも県内処分という指導はしていないし、実態として県外で処分を行っている事例もあると聞いており、個別の条例についても無いとの回答でした。

名古屋市からは、産業廃棄物は広域で処分を行うことはあり得ると理解しており、指摘のような指導はしていないし、根拠条例も無いとの回答でした。

豊橋市、岡崎市、豊田市とも同様の回答でした。

## 9. 許可申請書類の簡素化について

安藤専務理事からは、許可申請書類で収集運搬業新規許可申請書類と処分業新規許可申請書類、収集運搬業更新許可申請書類と処分業更新許可申請書類で同じ書類があるが、相互に半年以内の許可申請の時には、同じ書類について事務の簡素化から省略できる書類がないか、また、省略できない場合はその理由について質問がありました。

愛知県からは、産業廃棄物処理業の許可申請書類に添付すべき書類は廃棄物処理法に則り定められており、自治体の裁量によって添付不要という性格のものではないと回答がありました。ただし、平成24年10月1日から処理業の許可申請時において、先行許可証制度を導入しており、この制度を利用する場合には次の6つの書類の添付が省略可能と説明

がありました。

- ①申請者が個人である場合には、申請者の住民票の写し並びに、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- ②申請者が法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面
- ③申請者が未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- ④申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- ⑤申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主、又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者がある時は、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- ⑥申請者に令第6条の10に規定する使用人（政令使用人）がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

名古屋市からは、収集運搬業と処理業の許可申請が半年以内である場合において先行して申請した処理業の許可がおりている場合は、追隨する許可申請の際には先行許可証制度の運用によって先行して取得した許可証の写しを添付することによって、役員等の住民票の写し、登記されていないことの証明書の添付は不要となっており、これ以外の書類については廃棄物処理法の施行規則で申請書に添付することになっており、省略について困難ではないかとの回答がありました。

豊橋市からは、先行許可証による書類の省略を認めていないので全ての書類を申請の際に提出いただいており、課題として先行許可証制度を導入していくなければならないと考えていると回答がありました。

岡崎市からは、廃棄物処理法に規定されているため、申請に必要な書類の提出は免れないとの考えが

示されましたが、先行許可証制度に対応しているほか、岡崎市独自の取組みとして、許可申請、変更届出の際の添付書類について、一旦、原本の受領がある場合、受領した原本書類の発行日から3か月以内であればコピーの提出で可としているとの回答がありました。

豊田市からは、先行許可証制度は導入しておらず、また、半年前と同じかどうか判断できないため、申請時点での書類が必要であるということから省略はできないが、同時申請の場合は、写しでも可としているとの回答がありました。

安藤専務理事からは、先行許可証制度を導入していないのは豊橋市と豊田市ということで、今後、是非導入していただきたいと要望がありました。

## 10. 優良産業廃棄物処理業者認定制度の優遇措置について

安藤専務理事から、平成17年4月より導入された「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」に変わり、平成23年4月より「優良産業廃棄物処理業者認定制度」が導入され、認定を受けた産業廃棄物処理業者は許可の有効期限が7年になるほか許可証に優良のマークが表示されることや環境配慮契約法上での有利な取り扱いなどメリットがあり、その他にも、県・政令市の判断で許可申請時等の添付書類を一部省略が出来ることとなっているとしたうえで、次の書類について省略可能か質問がありました。

- ①事業計画書の概要を記載した書類
- ②直前3年の各事業年度における財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済みを証する書類
- ③申請者が法人である場合には、定款及び寄附行為
- ④処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類

(産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物処分業についての申請時のみ)

愛知県からは、4つの書類の省略について認めておりません。平成23年4月から優良産業廃棄物処理業者認定制度が導入されて、まだ4年の経過であ

り、優良認定を受けた処理業者がこれから本格的に更新を迎えていく状況で、当分の間は従来通りの書類の添付を求め、今後の審査の実績を踏まえて書類の省略について検討していくことを考えたいと回答がありました。

名古屋市からは、優良認定申請をする者は、その申請にかかる許可の更新許可申請書に添付する書類の一部を省略できることにしており、②の直前3年の各事業年度における財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済みを証する書類、③の申請者が法人である場合には、定款及び寄附行為については添付省略が可能との回答でした。また、①事業計画書の概要を記載した書類は、様式第1号の2収集運搬業に係る運搬施設の概要を記載した書類は除くが、事業計画の書類と④処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類は、更新申請時に内容に変更がなければ優良認定申請の有無に係らず添付省略が可能との回答でした。尚、優良認定の審査の結果、適合しない場合は省略した添付書類も追加で提出が必要とのことでした。

豊橋市からは、今のところ書類の省略は行っておらず、豊橋市内には4社しか優良認定を受けた業者がいませんが、今後何らかの優遇措置を考えていきたいと回答がありました。

岡崎市からは、豊橋市と同じく検討中の段階であり、省略を不可とすれば財務諸表等、膨大な量の添付書類が必要になると予想されるため、他の自治体の考えを参考に先行許可証制度と同様、前向きに検討・対応したいとの回答がありました。

豊田市からは、①から④まで全ての書類の省略が可能との回答がありました。

安藤専務理事からは、優良認定が産業廃棄物処理の適正化に寄与するものだと考え、優良認定業者を幅広くPRしたいということで、わたしどもの協会も参加させていただき、PRステッカーを有償頒布している現状です。メリットが大きければ大きいほど処理業者が優良認定を取ろうという気になりますので是非よろしくお願い致しますと要望がありました。



## 11. 廃棄物処理法の見直しに向けた整理

安藤専務理事からは、(1) 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請の合理化について、従来施設のメーカーが廃業や従来施設の製造を取りやめており、在庫が無いにも関わらず、一部の都道府県では、従来施設と全く同じ型番の施設の入れ替えでない限り、入れ替える処理施設の処理能力が従来施設と同等であるとしても、新規許可又は変更許可の手続きが必要との指導をされる事例があると聞いており、この事例のケースを含め、産業廃棄物処理施設の更新で以下に例示する一定の場合においては、当該施設の設置に係る許可申請手続き（事前協議、生活環境影響調査、住民説明等）の軽減について質問がありました。また、これに関連して、当該施設に係る建築基準法第51条ただし書き許可の適用の緩和について質問がありました。

①処理施設が従来施設と同等又はそれ以下の施設への更新

②従来施設に比べて環境負荷の低減が可能な施設への更新

続いて、(2) 収集運搬車両の積み置きについて、収集運搬車両に産業廃棄物を積んだ状態で駐車する「積み置き」については、これを「保管行為」とする都道府県等があると聞いているが、道路の渋滞・混雑等の外部的要因により、例えば処理施設の営業時間内に搬入が間に合わず、「積み置き」せざるを得ない状況も生じ、この「積み置き」は運搬の一環としての行為であると思うが、行政の方々のお考えをお聞かせ願いたいと質問がありました。

愛知県からは、まず(1)について、同じメーカーの同じ型の施設でも、施設そのものを入れ替えるケースについては、新たに設置許可が必要であると回答がありました。①、②の緩和措置、軽減措置に関して、事前協議については、愛知県では必要としておらず、生活環境影響調査については、過去に出された許可と、この施設の設置場所、施設の種類、処理する産業廃棄物の種類が同じである場合には不

要とできるケースがあり、適用の可否については具体的な計画がわかる書類とともに、各県民事務所等にご相談してくださいとのことでした。この生活環境影響調査の添付の要否については、省令で定められ、不要とできるケース以外は愛知県の運用で添付を省略することはできないとのことでした。住民説明会は愛知県では廃棄物処理法に基づき施設の設置許可申請後に告示・縦覧をする施設、例えば焼却施設等については、関係地域の住民が当該処理施設設置計画の内容を理解したうえで、意見を提出できるようにすることを目的として、施設設置事業者に説明会の開催を義務付けていることで、①のような、従来のものと同等またはそれ以下の施設への更新というケースであっても、この告示・縦覧を省略できるものではなく、説明会の開催が必要であると考えているので、軽減措置は今のところ考えていないとの回答でした。②の従来施設に比べ環境負荷の低減が可能な施設への更新の場合の事前協議については①と同様、協議は必要としない。また、生活環境影響調査は不要とできるケースもあり、具体的な案でご相談いただきたいと回答がありました。住民説明会についても同様で開催が必要であると考えていると回答がありました。最後の建築基準法第51条のただし書きの運用について、処理施設を更新する場合の再許可の要否については、新たな施設の処理能力がただし書き許可を受けた際の施設の処理能力の1.5倍以下である場合は、再許可は不要とのことです。結果は①の場合は、基本的に再許可是不要です。②は、環境負荷の低減で判断せず、①と同様になります。処理施設の更新後の能力によって、再許可の要否を判断します。再許可の要否に係る要件については、建築基準法の政令で定められているので、県としては要件を緩和することはできません。ただし、許可当時の処理能力以外の観点で建築基準法の手続きを要する場合は、許可の要否に関わらず事前に個別に所管する建設事務所の建築課に相談をお願いしますとのことでした。引き続き(2)について、収集運搬車両の積み置きは、産業廃棄物

を積んだままで、荷台から降ろしたり仕分けしたりしなければ、運搬作業が継続していると考えている。その際、荷台からの飛散がないようにご留意いただきたいとの回答がありました。

名古屋市からは、産業廃棄物処理施設の更新について、更新の際には新規許可、あるいは変更許可が必要で、許可申請にあたっては、名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例、いわゆる名古屋市産廃条例第17条に基づいて、焼却施設等については関係地域の住民に対する説明会を開催するとともに、事前の届出と事後の報告が義務付けられており、更に産廃条例の第18条に基づいて、産業廃棄物を発生した事業所内で、自ら処理する場合を除いて、近隣関係者との協議に努め、その結果を許可申請書に添付するように指導しているとのことでした。提示された事例について、いずれの場合にも新規許可、または変更許可申請が必要だと考えるが、生活環境影響調査については、例えば調査項目の周辺地域における状況が従来施設の設置時から変化がないことが明らかな場合とか、更新施設の発生源条件などの予測条件が変わっていない場合は、従来施設の設置時の調査結果の一部、または全部を流用できる場合もあり、流用が可能か否かについては、個別案件を検討する必要があると回答がありました。更にケース②の場合、第17条に基づく説明会については、従前と比べて生活環境が改善されることが明らかであることが、名古屋市で判断できれば、省略することが可能であり、建築基準法の第51条のただし書きについては、更新施設の処理能力が増加する場合であっても、許可時の処理能力の1.5倍以下であれば、許可申請ではなく変更の手続きで済み、建築物を全面撤去するような更新で、建築確認上新築に該当する場合は、処理能力が増加しなくとも、再度新規施設として許可申請の手続きが必要となるとのことで、個別案件毎の判断になることから事前に住宅都市局建築指導課にご相談くださいとのことでした。(2)については、交通事情や受け入れ先の事情によってやむを得ず積み置き

をする行為については保管行為とは見なさず、収集運搬過程が継続していると考えるが、積み置きする場所については廃棄物の管理が確実に行える場所で行う必要があると回答がありました。

豊橋市からは、産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請について、豊橋市の紛争予防条例で処理施設が従来施設と同様、またはそれ以下の施設の更新であっても新規許可または変更許可に該当する場合は、事前協議、生活環境影響調査、住民説明を求めており、更に従来施設に比べて環境負荷低減が可能な施設でも変更許可、新規許可に該当する場合には事前協議、生活環境影響調査、住民説明を求めているとのことで、建築基準法第51条ただし書きの緩和については、愛知県、名古屋市と同様の答を建築部門から得ているとのことで、(2)については収集運搬車両の適切な管理が出来る場所に置かれる場合において、廃棄物を降ろさない限り保管ではないと考えていると回答がありました

岡崎市からは、廃棄物処理法施行令第7条の産業廃棄物処理施設の入替え、更新については新規設置許可が必要であり、新規施設の能力が従来施設と同等又はそれ以下となる、若しくは新規施設の環境負荷が従来施設に比べて低減される場合であっても廃棄物処理法及び岡崎市の条例に定められている手続きが低減されることはないとのことでした。建築基準法第51条のただし書き許可については、処理施設の能力の引上げが無い場合は原則、手続き不要とされました。許可された敷地に増築が無いこと及び廃棄物の運搬ルートの変更が無いことなどの確認が必要とのことで、個別の案件ごとに愛知県と協議して決定する必要があるため、事前の計画の段階で相談してほしいとの依頼がありました。(2)については、積載した産業廃棄物の積替え又は積降ろしをしなければ、原則、運搬の一環としての行為、運搬過程と考えると述べられましたが、速やかな処分場への搬入が必要とされました。

豊田市からは、(1)について、施設の整備に係る変更については軽微な変更とはならず、新規設置

# NEWS

許可の申請が必要であり、条例の手続きは同等の機種であると認められれば不要です。建築基準法第51条のただし書きについて、説明の条件の場合は不要とのことでした。(2)では、収運車両の積み置きは保管行為に該当しないが、やむを得ない場合に限るとなっているとの回答で、例えば恒常に積み置きが発生する場合や連休による数日間保管を行う行為は、保管行為と考えているとの回答でした。

## 意見交換・質疑応答

小島副会長から、欠格要件をはじめ我々処理業者に極めて厳しい法律のなかでまじめに適正処理に取組んでいかなければならぬと思っているが、そのためにも行政の方も力を合わせて国に対して意見を言っていただきたいと要望がありました。

愛知県からは、こういう機会を設けていただき、聞かせいただいた色々な要望をしっかりと受け止め内部で議論し、必要なら関係部署に申し渡しをしたいと考えていると回答がありました。

名古屋市からは、廃棄物処理法の改正の機会だけではなく、名古屋市の場合だと定例的に他の政令指定都市との会議で意見交換をしており、全国の状況を見ながら思っていること、課題になっていることを、機会があれば環境省にぶつけたいと思うと回答がありました。

永井会長からは、全産連の法制度対策委員会の委員長をやっており、全国都道府県協会の会員の意見を取りまとめて環境省に意見書を提出できように協議をしているが、行政の立場からの率直な意見として、処理業者や排出事業者に対して厳しくした方がいいのか、緩和した方がいいのかご意見を伺いたいと質問がありました。

名古屋市からは、個人的な見解と前置きがあり、現状で概ね適正処理が確保されていると理解しており、その中で過剰な法規制から若干でも緩和できる要素があるならば、検討する余地はあるかと思うとのことでした。現行の法律、条例等にそれぞれ効果はあるはずですが、逆に動きづらくなってしまうと

いう面もあると感じており、時代や社会情勢の変化に応じて見直しはあっても良いのではと思っているとのことでした。

永井会長からは、環境省は優良認定制度を進め、優良認定取得業者を増やしていきたいと考えている。我々処理業界も優良認定業者を増やして行きたいと思っており、業界の中ではあまり緩和すると二階建てになってしまふのではという話があるが、将来を見据えた時に優良認定制度はプラスではないかと思っており、その中でいろいろな規制緩和が何故進まないのかご意見を伺いたいと質問がありました。

愛知県からは、廃棄物処理法は厳しいと言える部分もあるが、皆様方の普段のまじめな取組みなどにより、見直しがされていけば良いのではとのことでした。優良認定制度は愛知県の場合、法律を厳密に運用しており、今後見直しをしていかなければということもあるが、それぞれの政省令とか定められたところに穴があかない様に省略、簡略化していかればと思っており、ご要望があれば、お伺いしたいとのことでした。

永井会長から、WDSについて排出事業者が記載しなければいけないと法律で決まっており、廃棄物処理法では書面で契約をしなければいけない、マニフェストを施行しなければならない、契約書の記載内容は廃棄物処理法で定められている内容を記載して作成して締結しなければならない。このことは排出事業者の責任で行うのだが、実際にはそのことを理解して行っている排出事業者は何社あるのか。わかつても処理業者にお任せで産業廃棄物の処理を行わせている実態が多くあると思うので、そのことを行政の方々は認識いただき、排出事業者にご指導をしていただきたい。不法投棄や不適正処理で処理業者がマスコミに叩かれますが大半の責任の根源は排出事業者にあることを理解していただきたいと思うと要望がありました。

最後に、安藤専務理事から、「本日いただいた忌憚のないご意見を今後の仕事に活用させていただきたい。」とお礼のあいさつを述べられ、締めくくりました。